

## Workspace Gate サービス約款

本約款は、株式会社ウィザース（以下「WZS」といいます）が提供する Workspace Gate シリーズ以下「WSG シリーズ」に対して、共通に適用される内容を定めるものです。

### 第一条（適用）

本約款は、以下の Workspace Gate サービス（以下「WSG サービス」といいます）についてご契約されたお客様（以下「契約者」といいます）に対して提供されるサービスの内容および条件を定めるものです。

### 第二条（契約の成立）

1) WSG サービスは利用希望者が WZS 所定の申込用紙または Web 申請画面を通じて申請を行い、WZS がこれを受諾することにより成立します。

但し、当該利用希望者が次の各号に定める申込の不承諾事項に該当することが判明した場合、当社は当該利用希望者の申込を承諾しないことがあります。また、当社は利用申込成立後であっても、利用希望者が次の各号に定める申込の不承諾事項のいずれかに該当することが判明した場合、当該利用申込を取り消すことができるものとします。

- 1.過去に当社サービス（WSG サービスに限らない）の料金等の支払いを怠ったことがある場合
- 2.過去に当社サービス（WSG サービスに限らない）の約款等に違反したことがある場合
- 3.第三者になりすまし、又は不正な目的で申込をした場合
- 4.申込の際に登録及び送信した内容 に虚偽、又は誤りがある場合
- 5.その他、WZS が 申込 を不適當と判断した場合

2) WZS による承諾は、WSG サービスに関する契約番号の通知（契約確認書による）をもって行うものとします。

### 第三条（WSG サービスの対象）

1) WSG サービスは、WZS がサービス提供を認めた場合にのみ WZS より契約者に提供されます。

2) 契約者が受ける WSG サービスのうち、各号に該当する場合は WSG サービスの利用に制限が生じる場合があります。

- 1.WZS 以外から購入した他社製品・サービスとの連携
- 2.WZS 以外が構築したシステムとの連携や運用

### 第四条（WSG サービスの内容）

1) WSG サービスに基づき提供されるサービス内容は、WSG シリーズの各細則に定めるものとします。

### 第五条(WSG サービスの受付時間及び方法)

1) 契約確認書に記載された時間帯に WSG サービスの受付をします。

2) 契約者から、電話・メールなど契約確認書に記載された方法で受付します。

### 第六条（契約期間）

- 1) WSG サービスが受けられる期間（WSG サービス期間）は契約確認書に記載の期間とします。
- 2) 契約者が WZS に対し、30 日の告知期間をもって本契約の終了を告知することによって本契約を解約しない限り、本契約は自動的にサポート契約期間だけ更新される。

#### 第七条（対価）

- 1) WSG サービスの対価は、契約者が支払請求書、もしくは振込用紙に基づき銀行振込にて支払うものとし、なお振込み手数料については、契約者が負担するものとする。
- 2) WSG サービス利用期間中に、第十八条（禁止事項）、第十九条（サービス提供の一時的な中断）、第二十条（サービス提供の停止）のいずれかの規定により利用者が WSG サービスを利用できない期間があっても、当該期間中の WSG 利用料金は減額されません。
- 3) 契約者は、WSG サービス利用開始日以降、WSG サービス利用料金に関して、WSG サービスの利用の如何を問わず支払いを免れることはできないものとし、
- 4) WZS は、契約者より受領済みの本サービス利用料金を返金することはないものとし、
- 5) 支払に係る手数料が発生する場合、当該手数料は契約者の負担となります。

#### 第八条（適用の除外）

次の各号に定める事項は、WSG サービスの範囲に含まれておりません。

- 1) 契約者が指定する場所での現地訪問作業ならびに立会い
- 2) 障害や WZS 作業時の冗長環境または代替製品・サービスの提供
- 3) WSG サービスの障害原因の解析、報告書の作成および提出
- 4) 契約者のサーバーやネットワークインフラ環境の障害や更新・変更、クラウドサービス基盤の障害や仕様変更起因する WSG サービスの復旧作業やソフトウェア更新、設定変更作業などの提供
- 5) WZS 指定の技術員以外による WSG サービスへの操作、作業により生じた不具合に対する復旧作業
- 6) 地震、風水害などの自然災害および火災、騒動や暴動時の WSG サービス提供
- 7) メーカーのサポート期間が終了したソフトウェア・ソフトウェアバージョンに対する WSG サービスの提供
- 8) 契約者の責に帰すべき事由に基づく作業
- 9) その他、WSG シリーズの各細則に定める適用の除外規定に含まれる事項

#### 第九条（契約番号）

WZS は WSG サービスを受けるための契約番号を契約者に発行するものとし、契約者は受領した契約番号を自己の責任を持って管理するものとし、その不正使用が行われた場合であっても、WZS は一切の責任を負わないものとし、

#### 第十条（契約者の義務）

次の各号に定める事項に関して契約者が本通知を怠った場合、WZS は契約者に対して WSG サービスの提供を中止する場合があります。

- 1) 契約者は、住所変更、社名変更、機器交換やソフトウェアの設定変更等、サービス申し込み時の登録データに変更が生じた場合、変更の 10 営業日前までに WZS へ通知し、承認を得るものとし、
- 2) 契約者は契約番号の不正使用を認知した場合は、速やかに WZS に通知するものとし

ます。

3) 契約者は原則、契約確認書に管理担当者として記載された者を通じてのみ WSG サービスのサポートを受けることができます。

4) 契約者は、前項において担当者として明記された者に変更があった場合には、速やかに WZS に通知するものとします。

#### 第十一条（解約）

1) 契約者は、WZS に重大な契約違反がない限り WSG サービスを途中で解約することはできません。

2) WZS は下記の条件に該当する場合、契約者に対して通知なしに本契約を解除できるものとします。

1.契約者が本約款の条項に違反し、文書による是正催告にも関わらず当該是正催告から 30 日以内に当該違反を是正しない場合

2.金融機関などによる契約者の指定した支払口座の利用の停止や、契約者に対する差押、仮差押、仮処分等、契約者の経済状態が悪化したと判断した場合

3.契約者について解散、破産、民事再生、会社更正、特別清算等の債務者の救済に関する法令に基づく申し立てがなされた場合

4.その他契約者としての義務を果たせないと WZS が判断した場合

3) 契約者が所有している WSG サービスの権利が、前項により本契約が解除され、その権利は失効したとしても、WZS は WSG サービス残存期間への清算金等の金銭の支払いは行わないものとします。

4) WZS は 30 日前の通知をもって WSG サービスを解除することができるものとします。この場合、WZS は契約者が所有している WSG サービスを受ける権利が残存している期間の割合に従って日割り計算した清算金を支払うものとします。

#### 第十二条（保証）

1) WZS は、本約款のもとで提供される WSG サービスが、本約款および各サービス細則に記載された内容に基づくことを保証します。

2) WZS は本条 1 項で定められた保証を除き、明示、黙示を問わず一切の保証を行いません。

#### 第十三条（責任の制限）

1) WZS は、WSG サービス及び WSG サービス用プログラムにエラーその他の不具合がないこと、WSG サービス用設備に一切の不適合がないことについて何ら保証するものではありません。

2) WSG サービスは現状のまま提供されるものであり、当社は、WSG サービス及び WSG サービス用プログラム並びに本サービス用設備の品質及び機能に関して、技術上、又は商業上、その完全性及び正確性並びに有用性等につき一切の保証の責任を負わないものとします。

3) 契約者の WSG サービス利用に起因する契約者と第三者とのトラブル及び紛争等の諸問題が生じた場合は、当該契約者の責任においてこれを処理及び解決するものとし、WZS は一切責任を負わないものとします。

4) 契約者の WSG サービス利用から得られる情報及びデータ等に基づく契約者の一切の行為に関して、当該行為による結果も含め、WZS は一切責任を負わないものとします。

5) WZS は、本約款及び各サービス細則に特別の規定がある場合を除き、如何なる場合も、天災地変等の不可抗力を含め当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害及び予見の有無を問わず特別

の事情から生じた損害並びに間接的損害、派生的損害、逸失利益、データの滅失、業務の中断等に関して一切責任を負わないものとします。

6) 契約者は、前各項に掲げる規定を十分に理解した上でWSGサービスを利用するものとし、これらの保証がないこと及び当社に責任がないことによる費用や損害の発生を防止するために必要な処置を、予め、契約者の責任と費用において行うものとします。

7) WZS が、本約款および本約款に従った WSG サービスの提供に関して契約者に対して負担する責任は、契約者が WZS に WSG サービスの対価として支払った金額を限度とします。

#### 第十四条（権利の譲渡の禁止）

契約者は本契約上の地位および権利をいかなる理由があろうとも譲渡、貸与、することはできません。

#### 第十五条（情報等の帰属及び二次利用の禁止）

WSG サービスのもとに WZS と契約者間で交換される運用・サポートサービスの情報、およびこれに係わるノウハウ等はすべて WZS に帰属するものとし、WZS は契約者の承諾なしにこれらを使用、利用、変更、複製、販売等を行うことができるものとします。契約者は、WZS が本契約の履行を目的として提供した技術情報について、WSG サービスを締結された製品の保全・運用のみに利用するものとし、営利・非営利に係わらず複製、販売、出版その他一切の二次利用を行う事はできません。

#### 第十六条（業務の委託）

契約者は WZS が必要と認める業務の一部を、WZS の業務委託先に業務委託することを認めるものとします。

#### 第十七条（機密保持）

WZS および契約者は、本契約の有効期間内のみならず、本契約の履行に関して知り得た相手方の業務上の秘密及び個人情報等を第三者に漏洩しないものとします。ただし、WZS が本契約の運用・サポートサービスを実施するにあたり、契約者から知り得た業務上の秘密及び個人情報のうち、合理的な範囲について業務委託先または製品開発メーカーへ提供することがあります。WZS における個人情報の扱いは <https://wizaas.co.jp/>個人情報保護方針/に記載された内容に準じるものとします。

#### 第十八条（禁止事項）

1) 契約者は、WSG サービスの利用に関して、次の各号に定める行為及びそのおそれのある行為を 1 つでも行ってはなりません。

1. 本約款に違反する行為
2. WZS、又は第三者の著作権、知的財産権その他権利を侵害する行為
3. 契約者としての地位及び権利義務を一部でも譲渡、貸与、名義変更、担保差し入れ等する行為
4. 認証情報を不正に使用し、又は使用させる行為
5. わいせつな行為、出会い等を主な目的として WSG サービスを利用する行為
6. 有害なコンピュータプログラム等を WSG サービス用設備に送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為
7. WSG サービス用設備に無権限でアクセスし、又はポートスキャン、DOS 攻撃若しくは大量のメール送信等により、WSG サービスの利用若しくは運営に支障を与える行為
8. WSG サービス用設備のアクセス制御機能を解除、又は回避するための情報、機器、ソフトウ

エア等を流通させる行為

9. WSG サービス用プログラムに対しリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変等を行うこと
  10. WSG サービス用プログラムを一部でも他の製品に組み込み若しくは付加価値の一環として一部でも第三者に利用させる行為その他 WSG サービス及び WSG サービス用プログラムの本来の使用目的以外の使用行為
  11. 虚偽の情報を登録し、又は虚偽の情報を WZS に提供する行為
  12. 賭博、業務妨害、詐欺等の犯罪の手段として WSG サービスを利用する行為
  13. 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
  14. WSG サービスにおいて契約者による編集が不可とされている情報（規定上及び技術上編集が不可能な情報を含む）を改ざん、又は消去する行為
  15. 第三者になりすまして WSG サービスを利用する行為
  16. 前各号の他、法令、公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為その他 WSG サービスの運営を妨害する一切の行為並びに WZS の信用を毀損し、財産を侵害する一切の行為
  17. その他、WZS が不相当とみなす行為
- 2) WZS は、契約者の行為が前項各号いずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断する場合、事前に当該契約者に通知をした上で、WSG サービスの全部若しくは一部の提供を停止し、又は前項各号に該当し、該当するおそれのある行為に関連する情報を削除することができるものとします。但し、本項の定めは、WZS による監視義務等を規定するものではありません。
- 3) WZS は、前項の措置を取ることが不可能な場合、当該契約者に対して本条第 1 項各号に該当し、該当するおそれのある行為に関連する情報を削除するよう要請することができ、当該契約者は係る要請に応じるものとします。
- 4) WZS は、前 2 項の権利の行使に代えて、又は権利の行使と共に、当該契約者に対して事実確認、説明依頼並びに第三者からの請求等があった場合には当該第三者との調整等を要請できます。

#### 第十九条（サービス提供の一時的な中断）

- 1) WZS は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、契約者に事前通知をすることなく、一時的に WSG サービスの一部、又は全部の提供を中断することができるものとします。
  1. WSG サービス用設備の点検、保守を行う場合
  2. WSG サービス用設備若しくは通信回線等が事故等により停止した場合
  3. 火災、停電、地震その他天災及び不可抗力により一時的な中断が必要となった場合
  4. 法令等に基づく措置により一時的な中断が必要となった場合
  5. その他、運営上、又は技術上 WZS が一時的な中断が必要と判断した場合

#### 第二十条（サービス提供の停止）

WZS は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、契約者に事前通知をした上で、WSG サービスの一部、又は全部の提供を停止することができるものとします。但し、WSG サービス提供の停止につき緊急やむを得ない場合は次の各号のいずれかに該当するか否かに関わらず、WZS は直ちに WSG サービスの一部、又は全部を停止することができるものとします。

- 1) 契約者が本約款に違反した場合

- 2) 第十九条（サービス提供の一時的な中断）第 1 項各号によるサービス提供中断事由が解消しない場合

#### 第二十一条（サービスの廃止）

WZS は、次の各号のいずれかに該当する場合、WSG サービスの一部、又は全部を廃止することができるものとします。但し、WSG サービスの廃止につき緊急やむを得ない場合は次の各号のいずれかに該当するか否かに関わらず、WZS は直ちに WSG サービスの一部、又は全部を廃止することができるものとします。

- 1) 廃止日の 30 日前までに契約者に通知した場合
- 2) 第七条（サービス提供の一時的な中断）第 1 項各号による WSG サービス提供の一時中断の解消が見込まれないと判断した場合

#### 第二十二条（通知）

本約款における通知は、書面または WZS ウェブサイトなど WZS が定める方法をもって行うものとします。

#### 第二十三条（管轄、準拠法等）

- 1) 本約款によって提供される WSG サービスに関して WZS と契約者の間に係争が発生した場合は、契約者および WZS は、お互い信義誠実の原則に従って解決するように努めるものとします。
- 2) 前項の場合において、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
- 3) 本約款は日本法に準拠し解釈されるものとします。

#### 第二十四条（条項の変更等）

- 1) この契約の各条項、各細則、その他の条件は、相当の理由があると認められる場合には、WZS ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 2) 前項の変更は、公表等の際に定める運用開始日から運用されるものとします。

(2021 年 7 月 1 日改定)